

## ■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。  
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

**\***: 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

**CC**: 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

**Ⓒ**: パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし: 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 Today OCW 朝日講座「知の冒険」  
Copyright 2012, 加藤陽子

The University of Tokyo / Today OCW The Asahi Lectures “Adventures of the Mind”  
Copyright 2012, Yoko Kato

## 「歴史と幸福」

### 1. 歴史学

#### (1) 歴史家の役割

##### ① コリングウッド (R・G・Collingwood 1889～1943)

「歴史の闇に埋没した作者の問いを発掘すること」～*The Idea of History* (Oxford University Press, 1993)、邦訳、小松茂夫・三浦修共訳『歴史の観念』(紀伊國屋書店、2002年、復刊版)。

##### ② 歴史上、一定の時代に現れて、創られる多くの制度や組織や論理は、何故その時代に現れ、創られたのだろうか。あるいは、その時代に生きた人々は、何のためにそのような制度や組織や論理を創ろうと考えたのか。

#### (2) それでは、何故、問いは「忘却」されるのか

##### ① フーコー (Michel Foucault 1926～1984) 「語るものと、語られるものとの間の、位置と姿勢の関係が変わる」、「知のあるひとつの型から別の型へ、移行が行われるのにどうしても必要な変換作用とは、どのようなものであったのか」～福井憲彦ほか編『新装版 ミッシェル・フーコー』(新評論、1997年)

##### ② 事例、伊藤博文と万世一系の関係

##### ③ 万世一系論、何故、伊藤は持ち出したか。太平洋戦争中の皇国史観の存在故の忘却

##### ④ 明治22(1889)年7月に安徳天皇陵決定、それまで、宮内省は御陵墓見込地(山口県豊浦郡、高知県高岡郡、長崎県下県郡)の三カ所から、山口県下関市、赤間神宮の傍、壇ノ浦に接する場所と決定する。

##### ⑤ 「是れより先、条約改正の議起るに際し、伯爵伊藤博文以為らく、万世一系の皇統を奉戴する帝国にして、歴代山稜の所在未だ明らかならざるものあるが如きは、外交上信を列国に失ふの甚だしきもの」(『明治天皇紀』)～条約改正のため

#### (3) 歴史学～社会を構成する人間の、ある時期における認識の変化をもたらす要因について、総合的にとらえる学問

#### (4) それでは、学問の職分とは?

##### ① ヴェーバー (Max Weber, 1864～1920)

学問は、もはや「真の实在への道」「真の芸術への道」「真の自然への道」「真の幸福への道」などとしては説明できない。真理の超越性への郷愁とは訣別すべき

##### ② トルストイに言わせる。学問とは「それは無意味な存在である。なぜならそれはわれわれにとってもっとも大切な問題、すなわちわれわれはなにをなすべきか、いかにわれわれは生きるべきか、にたいしてなにとても答えないからである」(トルストイ、米川正夫訳『戦争と平和 4』エピローグ第二篇、岩波書店、1984年)

##### ③ 問題は、それがどのような意味で「なにとても答えない」のか、またそれに答えないかわりに、それが、正しい問い方をする者に対しては、なにか別のことで貢献するのではないか、との暗示(マックス・ヴェーバー、尾高邦雄訳『職業としての学問』岩波書店、1980年改訳版)

## 2. 幸福

### (1) 田中正造 (1841~1913) の場合

参照、佐藤裕史「田中正造における非戦論の形成と構造」、『史学雑誌』109 篇 7 号 (2000 年 7 月)

#### ① 田中正造の年賀状

「文明ノ名誉ハ全世界ニ揚レリ 海陸軍ハ連戦連勝四百余州ヲ圧倒ス 剰余金二千六百余万円ハ五箇月間ノ軍費ヲ支弁シタリ。コレ議會開設以來民党ガ苦節ヲ守テ僅カニ経費ヲ節省シタルノ結果ナリ。思フニ辛酸ヲ共ニスルニアラズンバ快樂ヲ共ニスル能ハズ。嘗テ諸君ト辛酸ヲ共ニシタルガ故ニ今ヤソノ快樂ヲ同ウス。豈祝サバルベケンヤ。開院式ノ勅語ニ曰ク有終ノ美ヲ為セヨト。諺ニ曰ク一年ノ計ハ一月ニアリ一月ノ計ハ一日ニアリト。諸君ト共ニ祝シ且ツ謹マザルベカラズ。帝国万歳 明治二十八 (1895 年) 年一月一日 東京築地壱丁目五番地 議員集会所内」(由井正臣、小松裕編『田中正造文集 (一)』岩波文庫、2004 年、119 頁)

#### ② 戦捷を、外交の巧緻から語るのではなく、戦略の巧みさから語るのではなく、ことさら議会の存在意義と戦捷を結び付けて語る

### (2) 鉱毒問題へのアプローチ

① 「直訴状」 「〔前略〕 嗚呼四県 (茨城栃木群馬埼玉、引用者注) の地、また陛下の一家にあらずや。四県の民、また陛下の赤子にあらずや。政府当局が陛下の地と人とを把て、此の如きの悲境に陥らしめて省みるなきもの、これ臣の黙視すること能はざる所なり。伏て惟るに、政府当局をして能くその責を竭さしめ、以て陛下の赤子をして日月の恩に光被せしむる途他なし。渡良瀬川の水源を清むるその一なり。河身を修築してその天然の旧に復するその二なり。〔後略〕 明治三十四 (1901) 年十二月」(前掲『田中正造文集 (一)』297 頁)、田中の依頼で幸徳秋水が執筆し、田中が修正。ちなみに、放射性指定廃棄物の最終処分地候補地の栃木県矢板は、塩原御料林であったところ。

② 田中の憲法観「憲法解義の独得」(1891 年 9 月のノート) ~ 「憲法の要とは責任を云ふ。日本国民たるもの憲法上の責任を負はざるものなし。天皇陛下独り其責めを負はず。故に大臣之れに代るなりて其責めを負ふ。蓋し其責めを負ひ之れに代ると云ふは、天皇の大権に代るの意にあらず。只天皇は犯〔侵〕すべからざるの故を以て、大臣代て其責めに任じて、罪あれば其責めに服すを云ふ」(『田中正造全集』第九卷 264~273 頁、引用 269 頁)

③ 田中の文明観「真の文明は山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らさず、人を殺さざるべし」(明治 45 (1912) 年 6 月 17 日の日記)